

－ 第3章 良好な景観の形成のための事項 －

3-1 下町水網地域

3-1-1 対象区域

江東区の特徴である内部河川や運河が縦横に走り、その開放的な空間では江東区の景観形成の骨格である「水とみどりのネットワーク」が形成されており、水辺環境に配慮した景観の誘導および保全を図る地域とします。（7頁－対象区域図）

3-1-2 内部河川の歴史

江東区内には、徳川家康の命により開削された小名木川を始め、江戸時代に開削された仙台堀川、豎川、横十間川など、内部河川と呼ばれる18もの川があり、その長さは合計で約32kmにもなります。これらの河川は、江戸時代には今の千葉県方面から塩や米などの物資を船で運ぶ輸送路として、また明治以降は、工場への資材や製品の輸送、木場への木材の輸送などに利用されていました。

しかし、昭和に入り工業地帯として飛躍的に発展するとともに、大量の地下水を汲み上げて利用した結果、地盤沈下が進み、区内の大部分の土地が海拔0メートル地帯となりました。船は橋の下を通過することも難しくなり、また一方では、陸上輸送の発達により、次第に河川は利用されなくなりました。

3-1-3 内部河川の整備

江東区全体の地盤沈下により、台風などで大きな水害がたびたび発生し、また、大地震が発生した場合には、壊れた護岸から水が陸に流れ込み、さらに大きな被害がもたらされる心配が想定されました。

そこで、「江東デルタ地帯」と呼ばれる地域の災害を防止するため、昭和46年に「東京江東地区の防災事業に関する方針」が策定され、内部河川の整備事業が着手されました。

①水位低下整備河川（人工的に川の水位を低くする方法）

主に東部地域にある河川が対象（北十間川、横十間川、小名木川など）

②耐震護岸整備河川（護岸を地震に強い構造にする方法）

主に西部地域にある河川が対象（扇橋閘門より西の小名木川、大横川など）

③埋立て・暗渠化方式（埋立てや地下水路にする方法）

河川や運河としての利用が見込めない河川が対象（豎川、仙台堀川の一部、横十間川の一部、古石場川など）

さらに、平成17年には「江東内部河川整備計画」が策定され、整備が進んでいます。

3-1-4 水辺の特徴

江東区内を縦横に走っている内部河川や運河は、江東区内をネットワークするように走っています。内部河川や運河に沿って、散策路として「水辺の散歩道」や「潮風

の散歩道」、「塩の道」などが整備され、サクラ、クロマツ、コブシなどを植えて、みどり豊かな水辺空間が形成されています。

また、舟運などの使命を終えた仙台堀川や横十間川などの内部河川の一部は親水公園として整備され、市街地内にみどり豊かな空間を形成し、水辺と連携した「水とみどりのネットワーク」の一部となっています。

別の面では、市街地内を縦横に走る内部河川や運河は、それ自体が自然環境を育む空間であると同時に、市街地を区切り、その間に水面を有することからヒートアイランド現象の緩和など良好な都市環境に好影響を与えています。

また、小名木川の東部を始めとした、内部河川の一部については、排水施設や水門の整備により水位を下げて一定に保たれている区間が形成され、水面との距離が短く、水面に近づくことやその利用が容易になっています。このような区間では、旧中川で見られるような自然環境に配慮した護岸整備が進められ、これに伴い、様々な水辺の動植物が見られるようになるなど、自然と触れ合うことができる場所となっています。

江東区の特徴ある水辺景観の一つに、内部河川や運河の交差部があります。このような交差部は、江東区の発展と密接に関係し、舟運によって発達した江東区の成り立ちの歴史を物語っています。次の項目が、水辺の特徴をあらわす項目です。

- ① 内部河川や運河により、ネットワークが形成されています。
- ② 埋立てられた河川が公園などとして整備されています。
- ③ 水辺に散歩道が整備されています。
- ④ 水位が一定に保たれている区間があり、水面利用が容易となっています。
- ⑤ 江東区の歴史的な面影が残っています。

3-1-5 水辺の多様な機能

江東区では、内部河川や運河が縦横に走っているなどの特徴から、水辺は多様な機能を有しています。

一般に水辺は、コミュニティの形成、レクリエーションの場、防災、環境、空間といった機能を有していますが、江東区では、内部河川や運河の整備とともに「まち」ができたこと、内部河川や運河が縦横に走っていること、内部河川の一部区間の水位が低下されていることなどの特徴があり、これらにより、江東区の水辺は都内では他に見られない機能を有していると同時に、「うるおいのあるまちなみの景観形成」においても重要な役割を担っています。

また、江東区が内部河川や運河の発達とともに発展してきた地域であることから、内部河川等にまつわる文化や歴史的遺産も多く、水辺が地域の歴史・文化を将来に伝え、新たに育てていく機能を保有している特徴もあります。次の項目が、水辺の多様な機能をあらわす項目です。

- ① 「水辺の散歩道」や「潮風の散歩道」による歩行者や自転車などの交通網
- ② 散策時の人々との交流やコミュニティの形成
- ③ 散策やジョギング、釣りやボート遊びなどのレクリエーションの場
- ④ 内陸と臨海部など区内の各地を結ぶ舟運の通路
- ⑤ 火災の延焼を防ぐ遮断帯、地震等の災害時の防災活動や復旧のための緊急路
- ⑥ 「風の通り道」としてヒートアイランドの緩和効果など良好な市街地環境の形成
- ⑦ 都市の中であって、数少ない自然や動植物と触れ合える環境空間
- ⑧ 水にまつわる従来からあった文化や祭りなどを次世代に伝え、生み、育む環境
- ⑨ 歴史的遺産を含め、江東区の成り立ちを次世代に伝える空間

3-1-6 水辺に関する現況

- ① 東部地区では、閘門や排水施設の整備により水位が一定に保たれ、横十間川では「水辺の散策路」、小名木川では「塩の道」の整備が進行中であり、旧中川では自然環境に配慮した護岸整備が平成23年4月に完成しました。
- ② 西部地区では、護岸の耐震化とあわせて「水辺の散歩道」や「潮風の散歩道」の整備が進行中であり、整備済みの水辺では、散策やジョギング、釣りなどのレクリエーション空間として利用されています。
- ③ 治水・利水の使命を終えた内部河川は、江東区の貴重なオープンスペースとして再生され、仙台堀川公園をはじめ「親水公園」が7箇所、総面積で約33.3haが整備されています。細長い地形や歴史的経緯を生かし、交差する橋の下をくぐれるよう連続性に配慮された園路は、一般道路との平面交差の少ないことが特徴です。7カ所の親水公園の概要は、次のとおりです。
- ④ 親水公園や「水辺の散歩道」や「潮風の散歩道」は、都市の中にあって数少ない自然や動植物と触れ合える水辺空間となっています。

表 江東区内の親水公園

名 称	概 要
仙台堀川公園	「区民の森」をテーマに整備。延長3.7km、面積10.39ha 都内最大の親水公園で、ふれあいの森、果実の森、科学の森、親子の森などの特色ある7つの森や、サクラ並木が続き、春のサクラや新緑、夏から秋の果実や紅葉など、四季折々の季節感があります。親水施設の豊かな自然と陶壁や彫像などの芸術作品文化の香りがする公園です。
横十間川親水公園	「区民の水辺」をテーマに整備。延長1.9km、面積5.06ha 水辺に象徴されるように、広い水面を生かした貸しボート場や水上アスレチック、野鳥の島、花菖蒲園や田んぼがあります。週一日、ボランティア団体による木造和船の運行もあり、櫓こぎを体験することができます。
竪川河川敷公園	「スポーツ公園」をテーマに整備。延長2.1km、面積5.55ha 首都高速道路7号線の高架下にある公園で、カヌー・カヤック場やフットサル場、健康遊具広場、パターゴルフ場などを備えています。
福富川公園	「木場の香り」をテーマに整備。延長0.5km、面積0.83ha 木に関係する特徴の公園で、様々な樹種の木々が茂る園内には、鯉や亀が泳ぐいくつもの池や、木製水門の模型などがあります。
古石場川親水公園	「水辺の香り」をテーマに整備。延長0.9km、面積1.64ha 隣接する牡丹町の名に関係する牡丹園、東の外れにある洋風なバラ園、梅雨時期に咲き誇るアジサイなど、季節の花が楽しめます。
木場親水公園	「木場の風景」をテーマに整備。延長0.9km、面積1.89ha 江戸情緒を感じさせる木場の面影を再現した公園で、絵巻のモニュメント、石積みの堀割、木製の太鼓橋、岸辺の燈籠、筏を操る川並の像、和船など、江戸の雰囲気漂っています。
荒川・砂町水辺公園	「太陽の広場」をテーマに整備。延長3.0km、面積8.26ha 荒川下流の河川敷を利用し、雄大な川の流れを望む開放的な公園で、テニス場、草の広場や花壇、運動広場、区内最大のピオトープなどが連なり、太陽や自然の恵みに満ちています。

- ⑤ 荒川と旧中川の合流点付近では、平成17年10月「荒川ロックゲート（閘門）」が開通し、荒川と隅田川が旧中川・小名木川を通して結ばれました。河川網に新たな入口が復活することにより、江東区の水上交通の充実、災害時の輸送機能強化、新たな水上観光の創出など様々な可能性が広がっています。
- ⑥ 小名木川の護岸整備が平成19年9月に一部完了し、小名木川両岸に歩行者用の水辺の散歩道「塩の道」が完成しました。護岸には江戸時代のイメージとして石積みを再現し、防護柵や常夜灯、立て看板や路面など、すべてを和風の意匠で統一することで、江戸の情緒を演出し、新たな観光スポットとして生まれ変わろうとしています。また、四季折々に楽しめる草木や藤棚などのみどりも豊かで、観光ボート等が利用できる船着場もあり、今後は小名木川を中心とした新しい観光事業への活用も期待されます。小名木川の護岸整備については、扇橋閘門までの区間についても順次進めていきます。
- ⑦ 歩行者と自転車専用橋として、平成6年12月に小名木川と横十間川の合流点に「小名木川クローバー橋」や平成20年3月に大島・砂町地区の間を流れる小名木川に「塩の道橋」が供用開始され、地域社会に快適な生活、人と文化の交流を提供できるランドマークとしての意義深い橋となっています。
- ⑧ 平成25年3月に、小名木川と旧中川の合流点に、水陸両用バスや和船、カヌーなどによる、多様な水辺利用の拠点となる「旧中川・川の駅」を整備し、水辺のにぎわいを創出します。川の駅を通して、「水彩都市・江東」を全国にアピールし、地域の活性化を推進していきます。
- ⑨ 内部河川や運河の水質は、下水道の整備、工場排水の規制により改善されつつあり、これに伴い自然環境も回復され始めています。

3-1-7 景観形成の目標

水辺とみどりの自然環境に包まれた快適でうるおいのある都市景観を創出するとともに、地域ごとに区民生活に深く根ざした歴史的・文化的資源を引き継ぎ、愛着と誇りをもてる美しいまちなみ、その地域にふさわしい景観の形成を図ります。

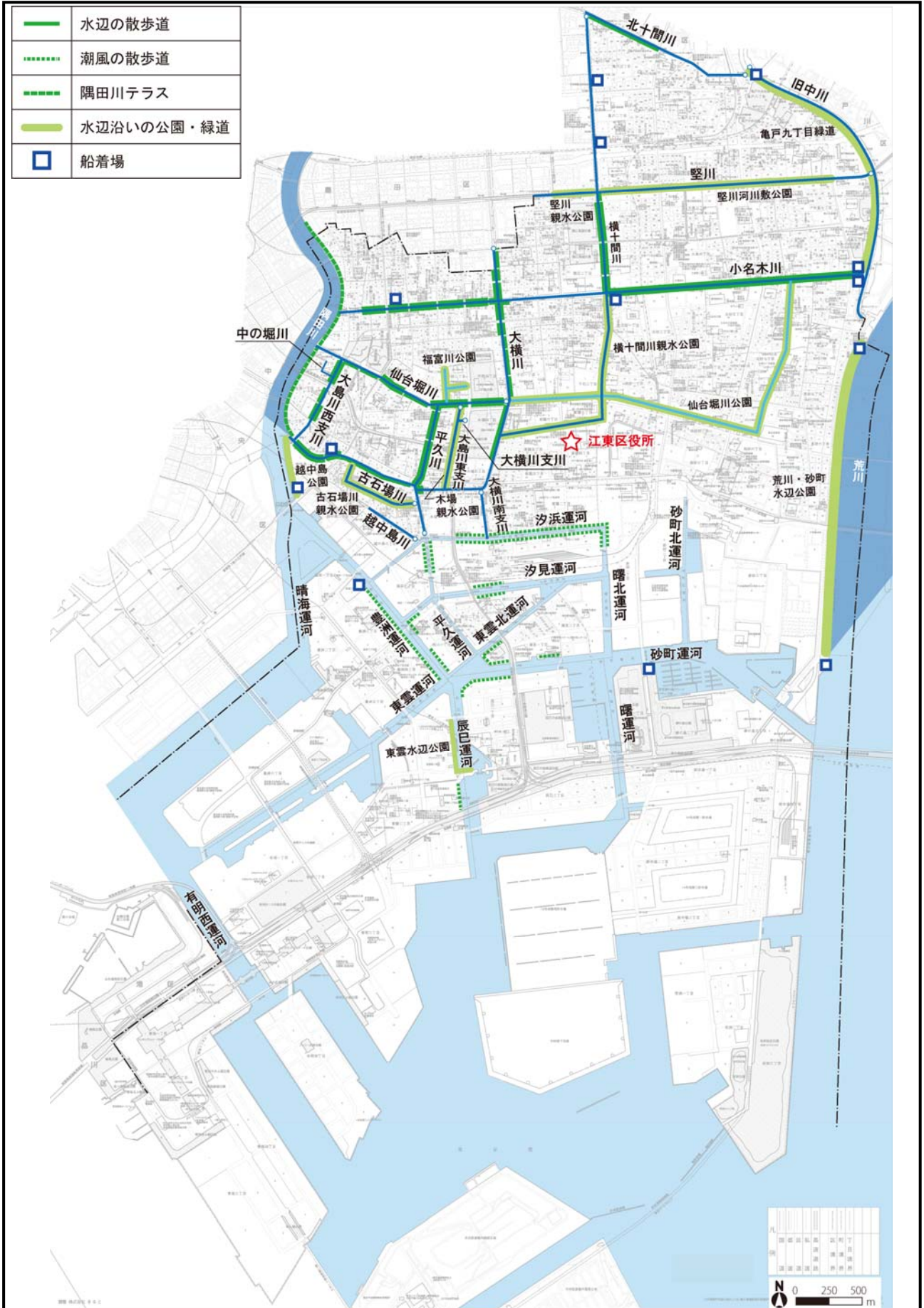


【荒川ロックゲート】



【小名木川の「塩の道」】

図 河川・運河の利用状況（平成25年4月現在）



※本図は、おおむねの位置を示したものです。

3-1-8 景観形成の基本方針（景観法第8条第3項）

（1）全国に誇れる水辺景観の継承

東の荒川と西の隅田川や江東区内を縦横に走る内部河川や運河は、他の都市にはあまり見られない開放的な風景・空間であり、江東区の景観形成の骨格であります。この水運に育まれ、水辺空間を形成してきた水辺景観を江東区の貴重・重要な個性として位置づけ、より質の高い水辺景観として次世代に継承します。

（2）水辺のうるおいに見合う景観の誘導

河川沿いの新たな都市開発や既存建築物の建て替え時にあたっては、水辺を意識し、水辺に顔を向けた建築物の配置や高さに配慮するとともに、敷地内緑化や屋上緑化など積極的にみどりを取り込んでいきます。また、護岸との一体的な整備を進めることにより、みどりの回廊となる質の高い都市景観とうるおいのあるまちなみの形成を図り、水辺とまちが一体となる風景を誘導します。

（3）広がりと連続性のある「みどりの帯」の構築

内部河川や運河に沿った豊かなボリュームを見せるみどりを創出するとともに、水際に点在する公園、橋梁、道路、公共施設、さらに民有地の緑化を誘導し、水辺のみどりから区内に点在するみどりへと計画的につなげ、広がりと連続性のある「みどりの帯」を構築していきます。

（4）水辺景観を生かした歩行者ネットワークの形成

水とみどりの特徴を生かしながら、内部河川や運河に整備された「水辺の散歩道」や「潮風の散歩道」、親水公園などの景観資源と、緑道、街路樹が植栽された歩道と連携を図りながら、これらを結んだうるおいのある歩行空間のネットワーク化を図ります。

（5）地域の特性を生かした景観の形成

住宅・業務・工場・商業が共存するまちなみは、近年、工場や倉庫などからの土地利用の転換、中高層住宅や業務ビルへの建て替えが急速に進み、まちの表情も以前に比べ大きく変わっています。都市開発はバランスのとれた都市づくりが重要であり、建築物をつくる際の高さや形状、色彩、デザインに対する配慮、敷地の緑化などにより、周辺と調和し、地域の特性にあった景観の形成を図ります。

（6）歴史的・文化的な景観資源を生かした景観の形成

全国的に有名な下町情緒あふれる寺社が集積され、歴史的・文化的資源が数多く存在しています。これらは江東区の貴重な財産であり、広がりや深みのある独特な雰囲気を出し出す歴史的・文化的な景観資源をまちのランドマークとして生かします。また、背景にある歴史的要素を重ね合わせ、見るものの心にやすらぎを与え、そこに住む人たちの共感と連帯感を培い、愛着と誇りを高めていきます。長年にわたって多くの人々に愛されてきた親しみのある景観資源の保全とその有効活用を検討するとともに、これらの景観資源との共生を図り、うるおいのある落ち着いた、個性のある下町江東らしい景観の形成を図ります。

下町水網地域内の地区別の概要および景観形成の基本方針は、次のとおりです。

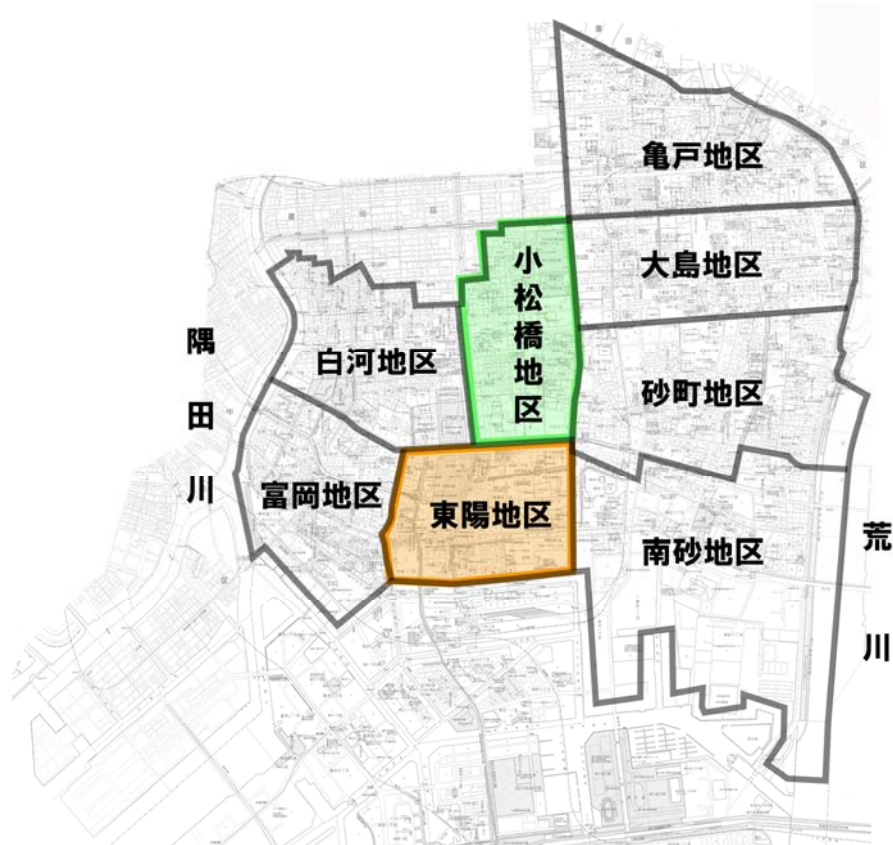
① 白河・富岡地区の概要および景観形成の基本方針



※本図は、おおむねの位置を示したものです。

地区	概要	基本方針
白河	<ul style="list-style-type: none"> □小名木川および大横川が東西南北に流れる水辺空間やみどりに恵まれています。 □寺社が多く集積し、「深川七福神めぐり」や歴史を感じさせる環境をもち、都指定の名勝である「清澄庭園」は憩いの場所です。 □東京都現代美術館がある木場公園は、広大な避難場所、「江東区民まつり」が実施されるなど、防災・文化・レクリエーションの拠点として重要な公共施設です。 	<ul style="list-style-type: none"> □大横川や小名木川の「水辺の散歩道」などを生かした水とみどりのネットワークづくりを進めるとともに、河川沿いの建築物等には一体的な景観形成の配慮を促します。 □寺社集積地の歴史と文化の資源を生かした下町らしい景観の形成により、魅力あるまちなみを図ります。 □清澄庭園界隈、木場公園、東京都現代美術館を散策路などで結び、歴史性と新しい芸術・文化性の顔をもつ個性ある景観の形成を進めます。
富岡	<ul style="list-style-type: none"> □歴史的資源としての富岡八幡宮、深川不動堂等を中心とした門前町が形成され、江戸町人文化の面影を残し、門前仲町の界隈とともに多くの観光客が訪れています。 □富岡八幡宮の社寺林は大高木層が形成され江東区内の貴重な動植物の生息空間としての価値が高い場所です。 □多くの河川や運河が縦横に流れ、下町情緒を残す船溜まりもあり、緑道や親水公園が整備されています。 □深川東京モダン館は、地域の拠点であり、観光の拠点でもあります。 	<ul style="list-style-type: none"> □富岡八幡宮、深川不動堂等の寺社の門前仲町界隈、隅田川と内部河川の水辺、みどり豊かな公共空間として周辺景観に寄与する東京海洋大学等の固有資源を結びつけながら、下町情緒あふれる環境をつくります。 □その空間を生かした「水辺の散歩道」などで、回遊性のある水とみどりとネットワークづくりを進めます。 □地区全体を、江戸深川情緒をテーマとして「無電柱化モデル事業」を実施し、江東区の新たな観光名所となるまちづくりの景観形成に取り組みます。

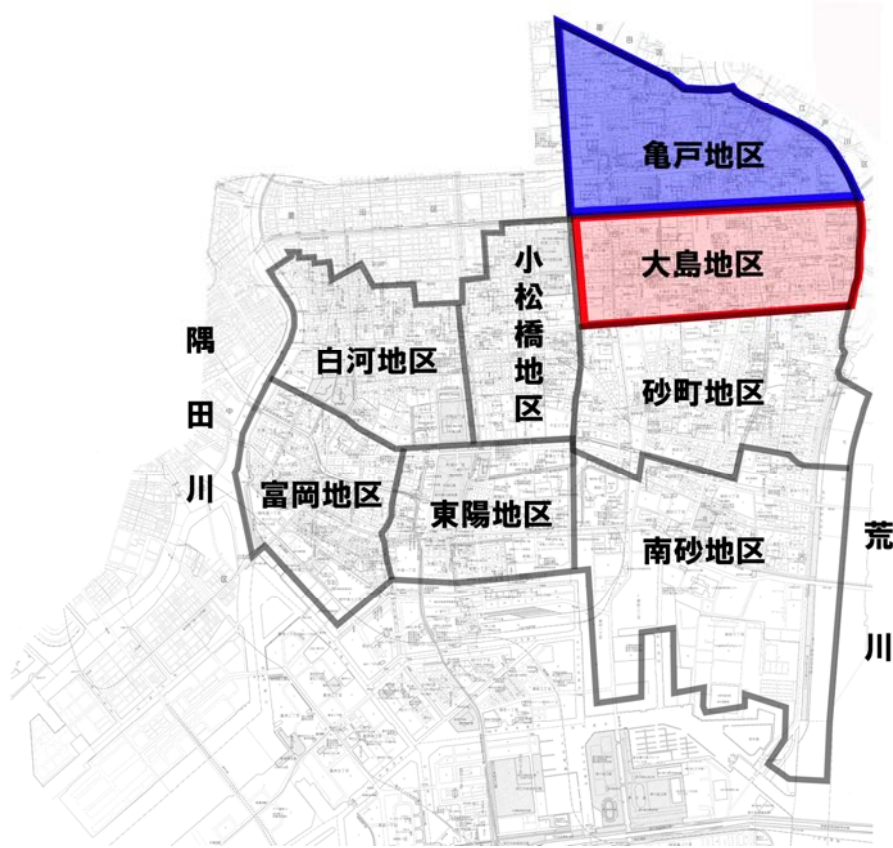
② 小松橋・東陽地区の概要および景観形成の基本方針



※本図は、おおむねの位置を示したものです。

地 区	概 要	基 本 方 針
小松橋	<ul style="list-style-type: none"> □小名木川、大横川および横十間川が東西南北に流れる水辺空間やみどりに恵まれ、小名木川と横十間川の合流部は「水の辻」とともに、「水辺の散策路」の交差点に「小名木川クローバー橋」が架設され、区民の利便性が向上しています。 □猿江恩賜公園がオープンスペースとして周辺環境にうるおいを与えています。 □下町特有の住・商・工の混在地区を形成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> □大横川や小名木川の「水辺の散歩道」などを生かした水とみどりのネットワークづくりを進めるとともに、河川沿いの建築物等には一体的な景観形成の配慮を促します。 □小名木川クローバー橋を軸として、周辺の道路や河川、公園との一体的な広がりを感じさせる景観の形成を進めます。 □猿江恩賜公園の周辺地域と河川とのネットワークの充実により、うるおいのある環境づくりを図ります。
東 陽	<ul style="list-style-type: none"> □江東区役所や文化センター等、行政・文化・業務施設が四ツ目通り、永代通りを中心に集中しており、江東区のシビックゾーンと区民交流拠点としての顔をもっています。 □東陽町駅は、バリアフリー化が進む一方、乗降客の増加への対応が望まれています。 □木場公園、親水公園、周辺の河川や運河などの水辺や緑地に恵まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> □四ツ目通りを江東区のシンボルロードとして位置づけ、個性と文化性の高い景観を形成します。 □木場公園、親水公園周辺の河川や汐浜運河などのネットワークづくりを進め、うるおいのある都市空間を形成します。 □江東区の中心にふさわしい緑化施策を展開することにより、みどりの風格のあるまちづくりを図ります。

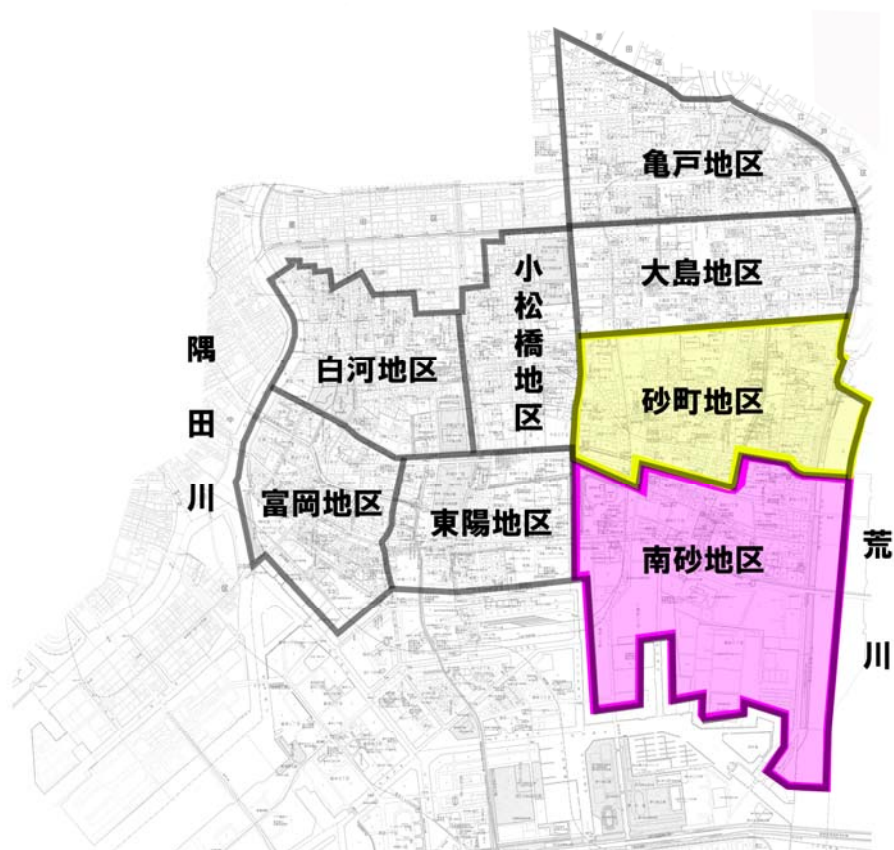
③ 亀戸・大島地区の概要および景観形成の基本方針



※本図は、おおむねの位置を示したものです。

地区	概要	基本方針
亀戸	<ul style="list-style-type: none"> □北側には、亀戸天神社を中心に寺社が多く集積し、「亀戸七福神めぐり」やまとまった緑地による季節感を感じさせる風情があります。 □旧中川沿いは、「亀戸・大島・小松川地区市街地再開発事業」により、水辺を生かしたまちづくりが進んでいます。 □江東区北側で避難場所に指定されている拠点的な亀戸中央公園は、旧中川の水辺環境と一体的となった利用が行われています。 □香取大門通り会は、昭和レトロな雰囲気があります。 □平成 25 年、地域活性化と観光振興を目的とした「亀戸梅屋敷」がオープンしました。 	<ul style="list-style-type: none"> □副都心としての亀戸駅周辺と下町らしい雰囲気を残す歴史的資源である亀戸天神社界隈との共生を図り、にぎわいと個性のあるまちづくりを進めます。 □地区を囲む旧中川、北十間川、横十間川は江東内部河川整備計画に基づき、河川と公園の一体的な整備、生態系に配慮した新たな自然環境の創出、親水機能をより高め、水辺空間の創出を図ります。
大島	<ul style="list-style-type: none"> □避難場所として敷地内に広大なオープンスペースと豊かなみどりが良好な景観の形成に寄与している大規模な住宅団地が多く立地し、高密な住宅地としての性格が強く、商工住が混在しています。 □旧中川沿いは、「亀戸・大島・小松川地区市街地再開発事業」により、水辺を生かしたまちづくりが進んでいます。 □小名木川沿いに水辺の散歩道「塩の道」の一部完成により、江戸情緒が感じられ、自然に触れ合える水辺空間が形成されています。 □小名木川に段差を解消した設計の歩行者・自転車専用橋として「塩の道橋」が架設され、区民の利便性が向上しています。 	<ul style="list-style-type: none"> □住宅団地や公共施設等のオープンスペースを生かしながら、水とみどりおよび歩行者ネットワークの充実を図り、アメニティーの高い住環境の形成を進めます。 □横十間川の「水辺の散策路」や小名木川の「水辺の散歩道」を生かした水とみどりのネットワークづくりを進めるとともに、河川沿いの建築物等には一体的な景観形成の配慮を促します。 □小名木川の護岸整備が進められ、歩行者用の水辺の散歩道「塩の道」の一部完成により、江戸情緒が感じられるようになり、今後もみどり豊かな美しい水辺空間の創出を図ります。

④ 砂町・南砂地区の概要および景観形成の基本方針



※本図は、おおむねの位置を示したものです。

地区	概要	基本方針
砂町	<ul style="list-style-type: none"> □小名木川、荒川、横十間川や親水公園に囲まれ、水辺の資源に恵まれており、路地空間が多く、庶民性に富んでいます。 □都内最大級の親水公園である仙台堀川公園があります。 □小名木川沿いに水辺の散歩道「塩の道」の一部完成により、江戸情緒が感じられ、自然に触れ合える水辺空間が形成されています。 □小名木川に段差を解消した設計の歩行者・自転車専用橋として「塩の道橋」が架設され、区民の利便性が向上しています。 	<ul style="list-style-type: none"> □周辺の水辺環境を結びつけた、うるおいを与える環境をつくります。 □荒川・砂町水辺公園は河川を生かした開放性を生み出すとともに、江東区の東の縁辺のネットワークの核として位置づけ、水辺空間の創出を図ります。 □小名木川の護岸整備が進められ、歩行者用の水辺の散歩道「塩の道」の一部完成により、江戸情緒が感じられるようになり、今後もみどり豊かな美しい水辺空間の創出を図ります。
南砂	<ul style="list-style-type: none"> □荒川や砂町北運河、砂町運河などの水路網に接する地形であり、砂町水再生センターなど個性ある水辺環境があります。 □新砂地区は土地区画整理事業により、福祉・医療施設や都営住宅等の複合市街地として生まれ変わっています。 □東西線沿線南側では大規模マンションの建設、江戸川区と結ぶ「清砂大橋」の完成など、新たな都市づくりが進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> □荒川・砂町水辺公園は河川を生かした開放性を生み出すとともに、江東区の東の縁辺のネットワークの核として位置づけ、水辺空間の創出を図ります。 □複合市街地としての整備が進む南砂町駅を中心に、荒川や運河の水路網、公園などの景観資源を結んだうるおいのある歩行空間のネットワーク化を図ります。

3-1-9 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

次に掲げる建築行為等を行おうとする者は、景観法第16条第1項の規定に基づき、資料編の建築行為等の届出日、届出に関する必要書類を確認のうえ、区長に対して届出を行うものとします。

届出の際には、景観法第8条第4項第2号に規定する規制又は措置の基準である「下町水網地域における景観形成基準」に適合するものとします。

また、景観重点地区および景観基本軸に隣接する地域は、それぞれの景観形成基準に配慮し、計画を策定するものとします。

なお、この景観形成基準（建築物又は工作物の形態・意匠に関わるものは除く。）に適合しないと認められるときは、景観法第16条第3項に規定する「勧告」の対象となり、建築物又は工作物の形態・意匠に関わるものについては、景観法第17条第1項に規定する「変更命令」の対象となります。